

筑波大学教職員組合 つくば連絡会ニュース

2003年5月7日(水) No. 10
発行・編集責任者 松本栄次(地球)
連絡先: 内線5012(齋藤静夫)
ホームページ <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>
E-mail wout@fweb.midi.co.jp

国会で審議中の「法人6法案」について、

“これまで検討されてきたことと随分違ってきている。

本来「効率化」で始まったのに逆行している”

“「法案」の内容に危惧を表明し、これを廃案とすることを訴える”

“「こんどの法案」は抜本的に見直すべきだ” の意見が表明されています。

筑波大学教職員組合の委員長は4月17日、他大学の教職員組合などともに、国立大学協会法人化専門委員会(東京ガーデンパレス)に法人法案に関する要請文、資料を手渡しました。その際、一委員と15分ほど懇談をしました。

【一委員が組合委員長の意見に応じて】

(法人化問題について)法案の段階まで来ているが、これまで検討されてきたことと随分違ってきている。国大協の公の会議では、あまり過激なことは言えないが、その前の段階では随分と言っているのだが・・・。評価で追われて、大学としてすべきことがおろそかになってはいけない。本来「効率化」で始まったのに逆行している。

(定年制・任期制について)定年延長と任期制をからめるから、おかしくなる。任期制は本来若手研究者の流動化をはかるもので、教授・助教授まで流動化させたら落ち着かない大学になる。任期制は(医学の発想からであろうが)分野によって違う。教育のことを考えたら、なおさら任期制はふさわしくない。

4月16日の衆院文教科学委員会の審議では・・・

自民党、民主党、自由党、共産党、社民党が質問を行い、文部科学大臣らが答弁しました。

《民主党・山口議員 質疑要点》

【山口議員】文科省は国立大学を様々な制約から解放するとしているが、法案ではさらに束縛を強めている。法案30条の中期目標で各大学の意見に「配慮」と書いているが、「最終報告」では「尊重」とされていた。

【文科省】配慮とは法文上の用語である。最大限配慮ということでは尊重を担保することの意味である。

【山口議員】それなら、「尊重」と修正すべきである。本会議で欧米諸国では大学に法人格が認められているとの答弁であったが、国が中期目標を定めているところはあるのか。

【文科省】各国において大学の歴史やあり方は様々であるが、実質的に目標・評価を行っている。

【山口議員】再三にわたり、国が中期目標を定めているところがあるかと質しているが、答えになっていない。国が中期目標を設置する制度は他国にはないことが確認されたと理解する。

【文科省】(反論なし)大学の自由と自治を守り、より自主的な大学であってほしいという考えは委員と同じである。

【山口議員】法案は行財政改革の一環だ。大学を守るというより、削るという気持ちが込められている。大臣は、憲法23条の「学問の自由」を守るため、この法案を体を張って止めるべきである。

【文科省】行財政改革ではなく、大学改革の一環である。

《民主党・藤村議員 質疑要点》

【藤村議員】行政組織から脱して、法人格を取得することには反対ではないが、「カネ」の問題で実際には縛りが多く残っている。特定運営費交付金はどのような基準で算定されるのか。

【文科省】基準はない。目標・計画に沿って各大学がどれだけ必要かで算定する。

【藤村議員】目標・評価と特定交付金の算定基準がないことで文科省の裁量が大きくなっている。「法人化」の全体像は見えてこないが、今後むしろ財政援助を増やすべきである。

【文科省】教育は未来への先行投資である。削減にならないよう頑張りたい。

《自民党・青山議員 質疑要点》

【青山議員】法人化は民営化を前提、あるいは視野に入れず、国立大学としての役割を果たしていくのか。

【文科省】民営化という考えはない。国立大学の役割を高めるため国の役割を果たしていく。

【青山議員】どのような評価がなされるかが重要である。各大学の特色、地域性、個性を加味した評価がなされる必要がある。緻密すぎて評価疲れするものや、専門的すぎて一般にはわかりにくいものにはいけない。だめな点をあげるのではなく前向きな評価にする必要がある。

《自民党・小淵議員 質疑要点》

【小淵議員】地元群馬県では群馬大学と埼玉大学との再編・統合問題で、教育学部が移転することに県民から反対の声があがっている。地元の声に十分配慮してほしい。国立高専は、求人率も産業界からの評判も高く、日本のものづくりの現場を支えており、非常に重要な役割を果たしているが、情報がよく伝わってこないことが残念。法人化を契機にさらにパワーアップが期待される。ひとつの機構に一元化されることにより、国立高専の自主性、自律性が失われないか。

【文科省】高専については、スケールメリットを生かすために、ひとつの機構とした。機構は学校枠を越えた共通の問題に対応するが、カリキュラムなど日常的な学校運営は各校で独立して行う。

《民主党・大石議員 質疑要点》

【大石議員】大学を評価するのは至難の業である。89の国立大学にそれぞれの中期目標があり、各大学により違った基準で評価しないといけない。違うものを違うものさしでどうやって評価できるのか。また、それを予算配分に反映させるのは、だれがどのように行うのか。

【文科省】絶対的のものさしがあるわけではないので、確かにそういったご心配もあろう。国立大学法人評価委員会は透明性を確保する必要がある。

【大石議員】どういう「評価」がなされるかが日本の将来を左右する。評価委員会については省令で定められるが、われわれも評価をつくりあげるのにもっと関わっていききたい。

《自由党・佐藤議員 質疑要点》

【佐藤議員】国立大学の改革がなぜ独法化でないといけいないのか。きちんと検証しないと無責任状態に陥る。行財政改革の一環で場当たりのショック療法的に改革を行うのは、教育・研究にはふさわしくない。また、評価の結果として、「廃校」もあり得るのか。

【文科省】整理統合の対象になり得るが、地域性などに配慮する。

【佐藤議員】国立大学は地域の中核を担っており、地域の要請にどう応えていくかが重要である。

《共産党・石井議員 質疑要点》

【石井議員】憲法23条の「学問の自由」に由来する「大学の自治」は保証するという答弁と法案には大きな矛盾がある。文科大臣が中期目標を定めることは、憲法23条を侵すことにならないか。各大学にふさわしい研究目標を大臣が判断するのか。中期目標は大学が定めるべきである。

【文科省】財政上の理由から各大学の原案と異なることも考えられるが、原案と違う目標を大臣が一方的に定めることはない。目標・計画については、各大学と十分に協議する。なお、大臣は中期計画の変更命令ができるが、これらは閣議決定等により行使が限定されている。

【石井議員】評価委員会の構成、評価基準を明確にしてほしい。

【文科省】必要な事項は政令で定める。

【石井議員】評価委員会について政令で定めるということは、大事な問題が法案に出ていないということで、欠陥法案である。政令の内容を示すか、法案の欠陥を認めるべき。そうでなければこれ以上審議できない。委員長の答弁を求める。

【文部科学委員会委員長】理事会で協議する。

【石井議員】国大協の了解は得られているのか。

【文科省】検討の過程で十分説明し理解を得ている。法案提出後、各ブロックの国立大学長会議で説明したが、異論は出なかった。

【石井議員】検討段階から内容が変更されている部分もあるが、法案提出の2月28日以降に国大協に聞いているのか。石副会長の話では、学長の間で意見が割れていると聞いている。

《社民党・山内議員 質疑要点》

【山内議員】法案に「均衡ある発展」とあるが均衡とは何か。

【文科省】学部・大学院のバランス、学問分野のバランス、地域間のバランスである。

【山内議員】競争原理の導入と「バランス」は矛盾しないか。教育・研究の特性である自主性・自律性は配慮されるのか。

【文科省】配慮するが、自主性・自律性だけでは優れた教育研究はできない。

【山内議員】経営は教育・研究を支援する関係ではないか。民間の手法で優れた教育・研究は生まれると言えるのか。また、教授会と役員会の関係はどうなるのか。

【文科省】大学経営はこれまで以上に重要となる。各大学で必要な人材を採用すればよい。教授会は法人サイドに委ねるため法案に規定はないが、学教法に規定があるので今後も置かれる。教授会と役員会とは役割が異なる。

【山内議員】学長選考に学内構成員はどうかかわるのか。

【文科省】学長は、学長選考会議が選考しその申し出に基づいて大臣が任命する。選考手続きは選考会議が決めるが、手続きの一環として学内者から何らかの意向聴取を行うこともある。

【山内議員】学内構成員の意思が十分に反映されるべき。また教特法を適用すべき。

【文科省】非公務員型なので、公務員法も教特法も適用されない。

【山内議員】重要な問題であり、引き続き追及していきたい。

4月23日の参考人の意見陳述では・・・

赤池敏宏氏、佐和隆光は、野党推薦の参考人として法案の反対、批判の立場から、石光氏、小野田武氏は与党推薦の参考人として賛成の立場からそれぞれ意見を述べました。

【一橋大学学長・石弘光氏（与党参考人）】

基本的には法案に賛成である。大学の役割は知の創造と伝承だと考えるが、法人化により大学内部の改革の限界を超え、大学運営の自主・自立性と自己責任、学長のリーダーシップ、競争による教育研究の活性化が期待される。学長の裁量権の拡大と、非公務員型の適用による外国人パワーの導入などで、国際競争力を高められる。

ただ、法人化による事務量の増加が教育研究の妨げにならないようにすべきである。大学も変わるので、役所も変わってほしい。中期目標・中期計画は、現行制度下でも暗黙にやられており、6年の幅が与えられることでむしろ改善される。評価は必要悪で、時間をかけてよくしていくべきである。法人化後は、学生に評価されない大学は消えていくことになる。なお、「国大協内部で意見が割れている」という指摘があるが、断固反対はなく、臨時総会の開催要請もない。地区説明会でも反対意見は出ていない。国大協として「特別委員会」で法案について検討しているが、6月の国大協総会では法案の当事者・運用者としてどう受けて立つかも含め、議論をしたい。

【東京工業大学大学院生命理工学研究科教授・赤池敏宏氏（野党参考人）】

法案には反対である。大学の役割は知の創造と伝承で、教育研究は自由闊達に行われなくてはならないが、現行制度下でもできる。法案は、憲法で保障されている学問の自由や大学自治などのよさを否定し、文科省の統制を強め独善的学長をつくり出すもので、再考願いたい。中期目標・中期計画については、中期目標を文科大臣が定めることは、従来の大学のあり方と異なり、大臣の関与が強まらざるを得ない。評価は的確ではげましとなるもの、前向きなものでなくてはならないが、非常に困難であり、評価潰けになつては挑戦的に学問研究に取り組めない。また、法案について大学人が議論するための時間が少なく憤懣やるかたない。お上が取り仕切るやり方はやめてほしい。ボトムアップも取り入れもう少し大学人の意見を聞くことが必要である。

【日本大学総合科学研究所教授・小野田武氏（与党参考人）】

法案には賛成である。法案は合格点だが満点ではない。大学の役割は、まず人材育成、知の創造である。日本は歴史的にも国立大学への質的依存度が極めて高く、社会に開かれ、共に歩み、先導する国立大学であるべきである。教育研究評議会にも学外者を入れるべきである。時代は「科学のための科学」から「社会のための科学」に変化しており、基礎研究であっても、それが何につながるかわかってやるべきで、社会的有用性が不可欠である。なお、法案については、現在まで十二分に議論されてきたと考える。

【京都大学経済研究所所長・教授・佐和隆光氏（野党参考人）】

日本の大学の研究が振るわないのは、経営形態によるのではなく、科学や学術研究への社会的関心と評価のいびつさ、科研費等の配分の不公正さ、教育研究の妨げとなる雑用の多さ、などの問題による。法案は文科省による締めつけ強化で、自由で競争的な研究環境をつくるという本来のねらいが歪められている。中期目標・中期計画については、教育研究に期限を定めて結果を求めるのは馴染まず、問題である。

評価については、学会における個々の研究者の評価が重視されるべきで、組織を評価の対象としたり、中央集権的な委員会で評価がなされてはならず、「有用性」という視点から研究を論じるべきでないし、評価の基準であるべきでない。また、評価により、教育研究のための貴重な時間が奪われるおそれがある。

一見無用と思われる学問が有用性をもつことは、これまでも枚挙がないほどある。「社会のための科学」だけでなく「科学のための科学」も許容されることが重要である。また、「経営協議会」に2分の1以上の学外者を入れるという規定ははずすべきである。各大学法人の自主性に委ねるべきである。

元大阪大学事務局長 糟谷 正彦



私の視点

国立大学を国の行政組織から切り離し、それぞれ法人化して自主性を高めようとする国立大学法人法案と関係法案の国会審議が始まった。国立大学の事務に携わった経験に照らし、この法案には多くの疑問点がある。国会で議論を深め、間違った方向にカジを切らないようにしてほしい。

ただ、法案では①役員・学位授与機構の評価②経営協議会③教育研究評議会④三つの組織がで きるとされる。教育研究と経営が密接に関連して 分かち難い大学で、迅速な 決定ができるだろうか。

第二は、大学の自治に絡んで重要な役割を担ってき た教授会の位置づけが あまい点である。国立学校 設置法が廃止され、教育公

務員特例法の中から国立学 校に関する規定が削除され るため、教授会の役割に関 する規定がなくなる。その 一方、学校教育法59条には 「重要な事項を審議するた め、教授会を置かなければ ならない」という規定が残 っている。教授会はなくな

らば、その役割は新法人の 内部規程で定めることにな るのだろうか。学問水準の維 持に欠かせない「教授会に よる大学の自治」を尊重す るなら、権限は役員会とぶ つかる。私立大学でしほし

を受け、大学にとっては 教育研究の人材の蓄積と施 設設備が基本的な財産であ り、企業会計導入の利点は ない。 新法人は従来通り、会計 検査院の検査も受ける。独 立行政法人制度の枠に無理 にあわせようとして、余計 な手間と書類の山を築きた

◆国立大法人化 疑問点多く抜本見直しを

見直すべきだ。 この改革は99年に閣議決 定された「国家公務員の25 %削減」を契機に進められ た。これを達成するため、 大学を行政組織から切り離 して法人化し、教職員を非 公務員化するほかにとい うなら、国立大学機構(1 法人)を設立し、それが89 国立大学を設置、運営する 体系にすればいい。そのう えで規制緩和、簡素・効率 化を進めてはどうだろう。

投稿規定 1300字程 度。住所、氏名、年齢、職 業、電話番号を明記し、〒 104・8011朝日新聞 社企画報道部「私の視点」 係へ。電子メールはsiten @asahi.com 二重投 稿、探査の問い合わせは 遠慮ください。本社電子メ ディアにも収録します。原 稿は返却しません。

opinion news project

<学内からつくば連絡会に寄せられている意見集>

現在論議されている法人化には反対です。非公務員化については、そうしなければならない理由が明確でない。(技術職員)

大学の自主性を尊重しない法人化には反対です。組織の維持に多大なるエネルギーを投資させ、未来を見据えない目標設定が評価されるような制度には反対します。(教員)

法人化・非公務員化によって、民間との兼職が容易になり、自由度が増すという点については賛成である。ただし、法人化・非公務員化によって、直接経済活動に結びつかないような基礎科学、(例えば基礎数学、哲学、古典文献学など)が、切り捨て・縮小される可能性が大きい。また、大学の学費が値上げされるようなことになれば、教育機会の平等性が薄れ、経済的な階層分化・固定化に拍車がかかることになる。国立大学は、教育機会の提供や教養の向上・地域文化の向上の為に重要な存在である。現在の国立大学の基本的枠組みを残した上で、教官の活動の自由度が増すような対策を講じるべきと考える。(教員)

国はお金を出さないが、完全な統制が可能なシステムが提案されています。非公務員化は基本的に反対です。教育と基礎研究は国民と全世界の利益になり、国が責任を持ってすることですから・・・。(教員)

法人化関連6法案に反対です。自主的、自律的、透明な法人化によって、大学を活性化することに賛成します。教職員の非公務員化に反対です。

国の債権超過により、公務員数を減らすための国立大学法人化は計画性のないことだと思います。国民の郵便貯金は約束の予定利息をつけて預金者に返すのがルールです。南満州鉄道国債みたいなツケを国立大学の法人化で解決することはできません。国公立大学を流行みたいに法人化(民営化)し、教職員を非公務員化して財政負担を軽減するのは珍妙案です。(教員)

法人化反対イコール組合賛成という風には私は考えていません。(中略)今回の意見広告(4月23日朝日新聞朝刊)運動はすごいものだと思います、自分の意見表明が出来る媒体として乗っかっているというのがホンのところです。(中略)今回の運動以外にまとまった反対運動はないので賛同したわけです。私は法人化に関しては国民的議論が必要とっております。この意見広告が国会審議に影響を与え、国民の間に問題意識が芽生え、真剣な討議が出ることを祈って、意見広告に賛同しています。また国立大学内で議論がほとんどないことも腑に落ちないところで、それは多くの人も感じていることだと思います。そのような不満の代弁者としてこの意見広告は一定の役割を果たしていると思います。また、「表現や意見の自由」は行使することにより、その権利を保持すると考えておりますので、その自由(と義務)を行使した次第です。沈黙を守る国立大教員はその義務を果たしていないと、私は感じています。その義務を果たすことは教育者として当然と考えています。その媒体を与えてくれたこの運動の価値は大きいと思います。(教員)

今進められようとしている任期制、法人化、非公務員化によって、教職員も、したがって学生も、ハッピーになれる可能性は低いと思われます。任期制のもとで研究業績稼ぎに汲々とした教官にまともな教育を期待することができるでしょうか。